

要求水準書 修正対照表（令和 8 年 4 月 10 日公表版からの修正箇所）

修 正 前	修 正 後	備考欄
表紙 伊勢原浄水場沈でん池設備整備事業 要求水準書 (案) 令和 8 年 4 月 神奈川県内広域水道企業団 (略)	表紙 伊勢原浄水場沈でん池設備整備事業 要求水準書 令和 8 年 8 月 神奈川県内広域水道企業団 (略)	 (変更) (変更)

修 正 前	修 正 後	備考欄
○ 本書の位置づけ 神奈川県内広域水道企業団 伊勢原浄水場沈でん池設備整備事業要求水準書 (案) (以下、「要求水準書 (案)」という。) は企業団が、伊勢原浄水場沈でん池設備整備事業を DBM (Design Build Maintenance) 方式により実施するにあたり、企業団が事業者に要求する業務水準を示すものであり、本事業の入札説明書と一体のものとして位置付ける。 (略)	○ 本書の位置づけ 神奈川県内広域水道企業団 伊勢原浄水場沈でん池設備整備事業要求水準書) (以下、「要求水準書」という。) は企業団が、伊勢原浄水場沈でん池設備整備事業を DBM (Design Build Maintenance) 方式により実施するにあたり、企業団が事業者に要求する業務水準を示すものであり、本事業の入札説明書と一体のものとして位置付ける。 (略)	(変更)

修 正 前	修 正 後	備考欄																																				
第 1 章 本事業の概要 5 本事業に係る基本事項 (2) 水質条件（濁度） 機器仕様を検討する上での水質条件は表 1-3、令和元年度から令和 5 年度の水質実績データは表 1-4 に示すとおりである。 表 1-3 水質条件（設備更新後） <table><tr><th colspan="3">水質条件</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="2">原水濁度</td><td>最大</td><td>2,000 度</td><td></td></tr><tr><td>平均</td><td>6.9 度</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">沈でん池 出口濁度</td><td>最大</td><td>2.0 度以下</td><td></td></tr><tr><td>通常時</td><td>0.7 度以下</td><td></td></tr></table> ※ 沈でん池出口濁度「最大」は、原水濁度が水質異常（500 度以上）の場合 ※ 沈でん池出口濁度「通常時」は、原水濁度が通常処理（500 度未満）の場合 (略) 6 本事業における留意事項 (3) 他工事との調整 事業者は、企業団が実施する他工事（委託含む）との調整を行い、本事業の設計業務、施工（工事）及び維持管理業務を円滑に実施すること。 【予定している主な他工事（別途発注）】 ・伊勢原浄水場監視制御設備改良工事（令和 11 年度～令和 15 年度予定） (略)	水質条件			備考	原水濁度	最大	2,000 度		平均	6.9 度		沈でん池 出口濁度	最大	2.0 度以下		通常時	0.7 度以下		第 1 章 本事業の概要 5 本事業に係る基本事項 (2) 水質条件（濁度） 機器仕様を検討する上での水質条件は表 1-3、令和元年度から令和 5 年度の水質実績データは表 1-4 に示すとおりである。 表 1-3 水質条件（設備更新後） <table><tr><th colspan="3">水質条件</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="2">原水濁度</td><td>最大</td><td>2,000 度</td><td></td></tr><tr><td>平均</td><td>10 度</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">沈でん池 出口濁度</td><td>最大</td><td>2.0 度以下</td><td></td></tr><tr><td>通常時</td><td>0.7 度以下</td><td></td></tr></table> ※ 沈でん池出口濁度「最大」は、原水濁度が水質異常（500 度以上）の場合 ※ 沈でん池出口濁度「通常時」は、原水濁度が通常処理（500 度未満）の場合 (略) 6 本事業における留意事項 (3) 他工事との調整 事業者は、企業団が実施する他工事（委託含む）との調整を行い、本事業の設計業務、施工（工事）及び維持管理業務を円滑に実施すること。 【予定している主な他工事（別途発注）】 ・伊勢原浄水場監視制御設備改良工事（令和 10 年度～令和 15 年度予定） (略)	水質条件			備考	原水濁度	最大	2,000 度		平均	10 度		沈でん池 出口濁度	最大	2.0 度以下		通常時	0.7 度以下		(変更) (変更)
水質条件			備考																																			
原水濁度	最大	2,000 度																																				
	平均	6.9 度																																				
沈でん池 出口濁度	最大	2.0 度以下																																				
	通常時	0.7 度以下																																				
水質条件			備考																																			
原水濁度	最大	2,000 度																																				
	平均	10 度																																				
沈でん池 出口濁度	最大	2.0 度以下																																				
	通常時	0.7 度以下																																				

修 正 前	修 正 後	備考欄																								
第 2 章 設計業務に関する要求水準 2 設計業務に関する要求水準（共通事項） (1) 基本条件 ア 設計対象 設計業務の対象は、表 2-1 に示すとおりとする。 表 2-1 設計対象 <table><tr><th>項目</th><th colspan="2">内容</th></tr><tr><td>沈でん池機器更新設計</td><td colspan="2">・機械設備（フラッシュミキサー、フロキュレーター、汚泥掻寄機、排泥弁（手動弁含む）、空気源設備等）の更新</td></tr><tr><td rowspan="3">その他設計</td><td>・土木構造物</td><td>・事業者が選定する機器によって必要となった補強や改修等</td></tr><tr><td rowspan="2">・その他付随するもの</td><td>・更新対象設備に接続する電源盤、計装盤、電気操作盤までのケーブル（沈でん池電気室対象盤端子台から当該機器まで）</td></tr><tr><td>・電路及び更新対象設備に付随する操作盤類のうち事業者が必要と判断するもの</td></tr></table> ※ 沈でん池更新機器を別紙 7 に示す。 (略)	項目	内容		沈でん池機器更新設計	・機械設備（フラッシュミキサー、フロキュレーター、汚泥掻寄機、排泥弁（手動弁含む）、空気源設備等）の更新		その他設計	・土木構造物	・事業者が選定する機器によって必要となった補強や改修等	・その他付随するもの	・更新対象設備に接続する電源盤、計装盤、電気操作盤までのケーブル（沈でん池電気室対象盤端子台から当該機器まで）	・電路及び更新対象設備に付随する操作盤類のうち事業者が必要と判断するもの	第 2 章 設計業務に関する要求水準 2 設計業務に関する要求水準（共通事項） (1) 基本条件 ア 設計対象 設計業務の対象は、表 2-1 に示すとおりとする。 表 2-1 設計対象 <table><tr><th>項目</th><th colspan="2">内容</th></tr><tr><td>沈でん池機器更新設計</td><td colspan="2">・機械設備（フラッシュミキサー、フロキュレーター、汚泥掻寄機、排泥設備（手動弁含む排泥弁及び排水弁、空気源設備等））の更新</td></tr><tr><td rowspan="3">その他設計</td><td>・土木構造物</td><td>・事業者が選定する機器によって必要となった補強や改修等</td></tr><tr><td rowspan="2">・その他付随するもの</td><td>・更新対象設備に接続する電源盤、計装盤、電気操作盤までのケーブル（沈でん池電気室対象盤端子台から当該機器まで）</td></tr><tr><td>・電路及び更新対象設備に付随する操作盤類のうち事業者が必要と判断するもの</td></tr></table> ※ 沈でん池更新機器を別紙 7 に示す。 (略)	項目	内容		沈でん池機器更新設計	・機械設備（フラッシュミキサー、フロキュレーター、汚泥掻寄機、 排泥設備（手動弁含む排泥弁及び排水弁、空気源設備等） ）の更新		その他設計	・土木構造物	・事業者が選定する機器によって必要となった補強や改修等	・その他付随するもの	・更新対象設備に接続する電源盤、計装盤、電気操作盤までのケーブル（沈でん池電気室対象盤端子台から当該機器まで）	・電路及び更新対象設備に付随する操作盤類のうち事業者が必要と判断するもの	(変更)
項目	内容																									
沈でん池機器更新設計	・機械設備（フラッシュミキサー、フロキュレーター、汚泥掻寄機、排泥弁（手動弁含む）、空気源設備等）の更新																									
その他設計	・土木構造物	・事業者が選定する機器によって必要となった補強や改修等																								
	・その他付随するもの	・更新対象設備に接続する電源盤、計装盤、電気操作盤までのケーブル（沈でん池電気室対象盤端子台から当該機器まで）																								
		・電路及び更新対象設備に付随する操作盤類のうち事業者が必要と判断するもの																								
項目	内容																									
沈でん池機器更新設計	・機械設備（フラッシュミキサー、フロキュレーター、汚泥掻寄機、 排泥設備（手動弁含む排泥弁及び排水弁、空気源設備等） ）の更新																									
その他設計	・土木構造物	・事業者が選定する機器によって必要となった補強や改修等																								
	・その他付随するもの	・更新対象設備に接続する電源盤、計装盤、電気操作盤までのケーブル（沈でん池電気室対象盤端子台から当該機器まで）																								
		・電路及び更新対象設備に付随する操作盤類のうち事業者が必要と判断するもの																								

修 正 前	修 正 後	備考欄
3 設計業務に関する要求水準（詳細事項） （1）共通事項 サ 小学校の浄水場見学を受け入れているため、企業団からの見学実施に関する日程調整等に協力するほか、見学経路の確保や安全対策に対応すること。ただし、施工中の沈でん池等は見学の対象としない。 （略） （3）性能に関する要求水準 オ 排泥弁に関する条件 （ア）更新範囲は空気作動排泥弁、電動仕切排水弁、作業用排泥手動仕切弁、ラップ管、池側壁貫通管、面間調整管とする。なお、管弁類の口径は既設から変更しないこと。また、架台・基礎については必要に応じて改造（撤去含む）、又は更新すること。 （略）	3 設計業務に関する要求水準（詳細事項） （1）共通事項 サ 沈でん池機器の更新は、施工による池の運用停止時に別紙8に示す池内清掃を行い、沈でん池機器を更新すること。 シ 小学校の浄水場見学を受け入れているため、企業団からの見学実施に関する日程調整等に協力するほか、見学経路の確保や安全対策に対応すること。ただし、施工中の沈でん池等は見学の対象としない。 （略） （3）性能に関する要求水準 オ 排泥弁・排水弁に関する条件 （ア）更新範囲は空気作動排泥弁、電動仕切排水弁、作業用排泥手動仕切弁、作業用排水手動仕切弁、ラップ管、池側壁貫通管、面間調整管とする。なお、管弁類の口径は既設から変更しないこと。また、架台・基礎については必要に応じて改造（撤去含む）、又は更新すること。 （略） （キ）2-1 手動排水仕切弁を設置すること。 （ク）電動仕切排水弁は弁体のみ更新とし、電動アクチュエーターは既設再利用とすること。 （既設電動アクチュエーター） 製造メーカー：ロトルクジャパン株式会社	（追加） （変更） （変更） （追加）

修 正 前	修 正 後	備考欄
	機器型式 : IQ25F14Z 機器仕様 : 415V 50Hz 0.78kW IP68 24rpm 400Nm (略)	(追加)

修正前	修正後	備考欄																									
第4章 維持管理業務に関する要求水準 1 基本事項 (3) 事業期間 維持管理業務の事業期間は以下のとおりとする。 なお、事業者提案によって新設設備の施工完了時期を早める場合においても、維持管理業務の終了時期である令和31年3月31日は変更しないものとする。	第4章 維持管理業務に関する要求水準 1 基本事項 (3) 事業期間 維持管理業務の事業期間は以下のとおりとする。 なお、事業者提案によって新設設備の施工完了時期を早める場合においても、維持管理業務の終了時期である令和31年3月31日は変更しないものとする。	(変更)																									
表 4-2 維持管理業務の期間 <table><tr><th colspan="2">対象設備[㊦]</th><th>維持管理業務期間[㊦]</th></tr><tr><td rowspan="2">更新対象設備[㊦] 継続利用設備[㊦] 土木構造物[㊦]</td><td>開始[㊦]</td><td>令和10年4月を予定[㊦] ※本事業の工事着手と同時に開始[㊦]</td></tr><tr><td>終了[㊦]</td><td>令和31年3月[㊦] ※更新対象設備は撤去が開始されるまで[㊦]</td></tr><tr><td rowspan="2">新設設備[㊦]</td><td>開始[㊦]</td><td>工事完了後（完成した池から順次開始）[㊦] ※全池完了は令和16年3月を予定[㊦]</td></tr><tr><td>終了[㊦]</td><td>令和31年3月[㊦] ※令和16年3月以前に開始した場合でも変更しない[㊦]</td></tr></table> (略)	対象設備 [㊦]		維持管理業務期間 [㊦]	更新対象設備 [㊦] 継続利用設備 [㊦] 土木構造物 [㊦]	開始 [㊦]	令和10年4月を予定 [㊦] ※本事業の工事着手と同時に開始 [㊦]	終了 [㊦]	令和31年3月 [㊦] ※更新対象設備は撤去が開始されるまで [㊦]	新設設備 [㊦]	開始 [㊦]	工事完了後（完成した池から順次開始） [㊦] ※全池完了は令和16年3月を予定 [㊦]	終了 [㊦]	令和31年3月 [㊦] ※令和16年3月以前に開始した場合でも変更しない [㊦]	表 4-2 維持管理業務の期間 <table><tr><th colspan="2">対象設備[㊦]</th><th>維持管理業務期間[㊦]</th></tr><tr><td rowspan="2">更新対象設備[㊦] 継続利用設備[㊦] 土木構造物[㊦]</td><td>開始[㊦]</td><td>令和10年4月を予定[㊦]</td></tr><tr><td>終了[㊦]</td><td>令和31年3月[㊦] ※更新対象設備は撤去が開始されるまで[㊦]</td></tr><tr><td rowspan="2">新設設備[㊦]</td><td>開始[㊦]</td><td>工事完了後（完成した池から順次開始）[㊦] ※全池完了は令和16年3月を予定[㊦]</td></tr><tr><td>終了[㊦]</td><td>令和31年3月[㊦] ※令和16年3月以前に開始した場合でも変更しない[㊦]</td></tr></table> (略)	対象設備 [㊦]		維持管理業務期間 [㊦]	更新対象設備 [㊦] 継続利用設備 [㊦] 土木構造物 [㊦]	開始 [㊦]	令和10年4月を予定 [㊦]	終了 [㊦]	令和31年3月 [㊦] ※更新対象設備は撤去が開始されるまで [㊦]	新設設備 [㊦]	開始 [㊦]	工事完了後（完成した池から順次開始） [㊦] ※全池完了は令和16年3月を予定 [㊦]	終了 [㊦]	令和31年3月 [㊦] ※令和16年3月以前に開始した場合でも変更しない [㊦]
対象設備 [㊦]		維持管理業務期間 [㊦]																									
更新対象設備 [㊦] 継続利用設備 [㊦] 土木構造物 [㊦]	開始 [㊦]	令和10年4月を予定 [㊦] ※本事業の工事着手と同時に開始 [㊦]																									
	終了 [㊦]	令和31年3月 [㊦] ※更新対象設備は撤去が開始されるまで [㊦]																									
新設設備 [㊦]	開始 [㊦]	工事完了後（完成した池から順次開始） [㊦] ※全池完了は令和16年3月を予定 [㊦]																									
	終了 [㊦]	令和31年3月 [㊦] ※令和16年3月以前に開始した場合でも変更しない [㊦]																									
対象設備 [㊦]		維持管理業務期間 [㊦]																									
更新対象設備 [㊦] 継続利用設備 [㊦] 土木構造物 [㊦]	開始 [㊦]	令和10年4月を予定 [㊦]																									
	終了 [㊦]	令和31年3月 [㊦] ※更新対象設備は撤去が開始されるまで [㊦]																									
新設設備 [㊦]	開始 [㊦]	工事完了後（完成した池から順次開始） [㊦] ※全池完了は令和16年3月を予定 [㊦]																									
	終了 [㊦]	令和31年3月 [㊦] ※令和16年3月以前に開始した場合でも変更しない [㊦]																									

修 正 前	修 正 後	備考欄
2 維持管理に関する要求水準 (5) 池内清掃 カ池内清掃の作業内容は以下のとおりとする。 (イ) 沈でん池の水中機器（フラッシュミキサー、フロキュレーター、傾斜板）、底面及び壁面に付着した汚泥の清掃を行うこと。 (略)	2 維持管理に関する要求水準 (5) 池内清掃 カ池内清掃の作業内容は以下のとおりとする。 (イ) 沈でん池の水中機器（フラッシュミキサー、フロキュレーター、汚泥掻寄機、傾斜板）、底面及び壁面に付着した汚泥の清掃を行うこと。 (略)	(変更)

※スペース、改行などの修正については記載を省略とする。